木津川上流流域下水道
木津川上流浄化センター

運転管理業務委託

技術提案書作成の手引

令和8年10月

京都府流域下水道事務所

目　次

1 基本的事項 1
1.1 はじめに 1
1.2 技術提案書の作成方法 1
2 技術提案書の評価 2
2.1 技術提案書の評価方法 2
2.2 技術提案書に記載すべき事項と評価の視点 2
2.3 技術提案書の提出 10
3 技術提案書様式 10
4 開示資料 11
4.1 開示資料一覧 11
4.2 開示資料の閲覧方法 12

【別添１】「下水道施設の改築について（令和4.4.1国水下事第67号下水道事業課長通知）別表」 13

1 基本的事項

1.1 はじめに

本書は、入札に参加を希望する者が技術提案書を作成するにあたって必要な事項、留意すべき点を取りまとめた図書である。

1.2 技術提案書の作成方法

（１） 技術提案書は、本業務委託の主旨を踏まえて、組織の能力・ノウハウを発揮するための提案を含めた内容とし、別途配布する「業務実施計画書作成要領」及び「技術提案書様式」を参考として作成すること。

また、技術提案書の項目は、業務を実施する上で必要となる「業務実施計画書」から技術力、マネジメント力が推し量れる項目を抽出したものである。

なお、「業務実施計画書」においては、実現性が高く具体的な内容を記載し、目的を達成するための目標設定を求めていることから、技術提案書の作成においても「業務実施計画書作成要領」に沿った視点で、できる限り具体的に記載すること。

（２）原則として、マイクロソフト社のオフィスソフト（Windows版）を用いて作成すること。

（３）技術提案書は、原則としてＡ４判で作成すること。（Ａ３判を使用しても良いが、Ａ３判片面を２ページとして枚数を計上する。また、Ａ３判を使用した場合は、紙面をＡ４サイズに折り込みしておくこと。）

（４）技術提案書に用いるフォントは「読みやすさ」を重視し、10ポイント以上とすること。（ただし、図表は除く。）

（５）提出部数は、紙面及び電子データを格納したＣＤ－Ｒで各１部とする。

（６）提出する電子データは、オリジナルデータファイルとＰＤＦ変換ファイルとする。

なお、ＰＤＦ変換ファイルは紙面と同じ並びにした上で、一つのファイルにまとめておくこと。

（７）提出に当たっては、格納した電子データについて、ウィルス対策ソフトによるウィルスチェックを確実に行っておくこと。

（８）技術提案書の枚数制限

技術提案書は、2.2節 技術提案書に記載すべき事項と評価の視点のうち「（１） 基礎的技術力」を除いてＡ４判30ページ以内（両面15枚以内）にまとめることとし、簡潔かつ具体的に記載すること。

上記規定ページ数を超過した技術提案書については、最初のページから規定ページ数までを有効提案とし、以降のページは審査しない。

2　技術提案書の評価

2.1　技術提案書の評価方法

提出された技術提案書は、入札説明書 7.2節　落札者の決定方法で記載している「総合評価一般競争入札方式（標準型）」における技術評価点として評価する。ただし、1.2節に定める規定ページ数を超過する技術提案書については、規定ページ数までを評価対象とする。

また、加算点を与えるのは、履行状況が具体的に確認、検査できるものに限り、過度にコスト負担を要する事項と判断した場合は、より優位な評価はしない。

なお、2.2節　に定める技術提案書に記載すべき事項に対して、意図的に提案を行わなかったり、虚偽の内容の提案を行ったり、技術提案書の内容が不誠実なものは失格とする場合がある。

2.2　技術提案書に記載すべき事項と評価の視点

技術提案書に記載すべき事項の内容及び評価の視点は、次に掲げるものとする。

（1）基礎的技術力

抽出項目		評価項目	記載すべき事項	評価の視点
大分類	小分類			
基礎的技術力	組織の資格・実績	入札参加者保有資格等	Ⅰ．入札参加者が組織として取得し保有している資格等の内容（資格等の名称、資格等の番号、取得年月日、有効期限など）を記載すること。特に「評価の視点」に係る資格について明示を求める。 入札参加者がJVの場合は構成員毎に記載すること。 なお、確認のため資格証等の写しの提出を求める。	包括的民間委託受託者の能力としてマネジメント力を求めているため、マネジメントに関する公的資格等の取得があれば評価する。 具体的には次の認証取得や審査登録があれば評価する。 (1) 国際規格の認証取得 ①ISO9001（品質） ②ISO14001（環境） ③ISO45001（労働安全衛生） ④ISO55001（アセットマネジメントシステム） (2) その他(1)②に準ずる認証取得・資格として⑤KES(ステップ2)への登録
		入札参加者受託実績	Ⅰ．標準活性汚泥法と同等以上の方法(OD方式を除く。)での平成24年4月1日以降における受託実績を性能発注(包括的民間委託)と仕様発注に分けて記載すること。 入札参加者がJVの場合は構成員毎に記載すること。 なお、確認のため受託実績が確認できる契約書等の写しの提出を求める。	下水処理場における標準活性汚泥法と同等以上の方法(OD方式を除く。)の受託実績の有無とその受託期間や委託方式(包括的民間委託もしくは包括的民間委託以外(＝仕様発注))で評価する。 特に、本浄化センターは酸素活性汚泥処理法を導入していることより、本方式の実績がある場合を高く評価する。
	配置技術者の資格・実績	配置技術者保有資格	Ⅰ．配置する総括責任者1名、副総括責任者2名（予備候補者除く）の各々が有している資格のうち、「評価の視点」に挙げる下水処理場の維持管理に関する資格①及び②に該当するものについて、その内容（資格名、資格番号、取得年月日、有効期限など）を記載すること。 上記資格が確認できる資料(経歴書、資格証等の写し)を添付すること。	下水道法施行令第15条の3（以下「政令」という。）で定める以下の資格について、①と②の両方を取得している責任者の数を評価する。 ①政令第1号から第6号までで定めるいずれかの資格 ②政令第7号又は第8号で定めるいずれかの資格
		配置技術者従事実績	Ⅰ．配置する総括責任者1名、副総括責任者2名以上の従事実績(従事浄化センター名、従事期間、従事職種)について、平成24年4月1日以降における受託実績を性能発注(包括的民間委託)と仕様発注に分けて記載すること。 なお、確認のため従事実績が確認できる資料の写しの提出を求める。	次の２つの視点で評価する。 (1) 包括的民間委託での従事期間の長い配置技術者を有する入札参加者を評価する。 (2) 包括的民間委託に従事した配置技術者を数多く配置する入札参加者を評価する。

（2）特定テーマ対応技術力

抽出項目		評価項目	記載すべき事項	評価の視点
大分類	小分類			
特定テーマ対応技術力	水質管理対応	放流水質に関する対応	Ⅰ．法定基準が定められた放流水質の契約基準を遵守するためには、流入から放流までの各処理プロセスにおいて、目標とする管理項目及び管理基準を設定し、これらを適正に管理していく必要がある。 　このため、『放流水質に関する対応』では、適正な維持管理を行う上で必要と考える自主管理項目及び自主管理基準を記載するとともに、設定した理由について具体的に記載すること。 Ⅱ．処理プロセス上の自主管理項目について、自主管理基準に対して異常を示した場合の対応と原因究明に向けた方針の両方について、提案項目ごとに記載すること。	次の2つの視点で記載内容を評価する。 (1) 放流水質に関する契約基準を遵守する上で、流入から放流までの処理プロセス上で着目する必要がある自主管理項目(=自主的に基準を設けて管理する項目)及びその基準の設定について、設定理由を含めて具体的に記載されている有効な提案が多いものを評価する。 　なお、処理プロセスは「流入」「最初沈殿池」「反応槽」「最終沈殿池」「放流」※に区分するものとし、全てのプロセスについて提案があるものを評価する。 ※「放流」プロセスには、急速ろ過、消毒を含む。 (2) 設定した自主管理項目が自主管理基準に対して異常値を示した場合の対応について、対応方法及び原因究明の方針が具体的に記載されている有効な提案が多いものを評価する。
	汚泥管理対応	汚泥処理に関する対応	Ⅰ．汚泥処理の契約基準である脱水ケーキ含水率を遵守し、また、汚泥処理に関する各種目標値を目指した安定処理を継続するためには、各処理プロセスにおいて、目標とする管理項目及び管理基準を設定し、これらを適正に管理していく必要がある。 　脱水ケーキ含水率を遵守し、汚泥処理に関する各種目標値を目指した安定処理を継続するために必要と考える自主管理項目及び自主管理基準を記載するとともに自主管理項目として設定した理由について具体的に記載すること。 Ⅱ．処理プロセス上の自主管理項目及び自主管理基準に対して、異常を示した場合の対応と原因究明に向けた方針の両方について、提案項目ごとに記載すること。	次の2つの視点で記載内容を評価する。 (1) 脱水ケーキ含水率を遵守し、汚泥処理に関する各種目標値を目指した安定処理を継続するために、処理プロセス上で着目する必要がある自主管理項目(=自主的に基準を設けて管理する項目)及びその基準の設定について、設定理由を含めて具体的に記載されている有効な提案が多いものを評価する。 　なお、処理プロセスは「濃縮」「消化」「脱水」に区分するものとし、全てのプロセスについて提案があるものを評価する。 (2) 設定した自主管理項目が自主管理基準に対して異常値を示した場合の対応について、対応方法及び原因究明の方針が具体的に記載されている有効な提案が多いものを評価する。
	地域生活環境対応	周辺環境等の保全に関する対応	Ⅰ．当該浄化センターがもたらす地域生活環境に対する影響の内、周辺住民の関心が高い臭気問題に対して、自らの行った業務に対しての説明責任を果たす必要がある。 　臭気について、説明責任を果たすために業務の一環として自主管理測定を行う必要がある臭気測定場所及び測定方法について選定理由と併せて具体的に記載すること。なお、方法については公定法、簡易測定法の区別を明記すること。 Ⅱ．臭気による地域生活環境に対する影響を防ぐためには、臭気の外部漏出を低減する運転管理上の工夫が求められる。臭気の外部漏出を低減するための運転管理上の工夫について具体的に記載すること。また、臭気以外も含めて周辺住民から苦情を受けた場合の対応方法と対応手順について具体的に記載すること。	次の2つの視点で記載内容を評価する。 (1) 臭気の自主管理測定について、実施場所及び方法とそれぞれの選定理由について具体的に記載されていれば評価する。 (2) ①臭気の外部漏出を低減する運転管理上の工夫、②周辺住民からの苦情に対する対応方法と対応手順の2項目について、具体的に記載されていれば評価する。

抽出項目		評価項目	記載すべき事項	評価の視点
大分類	小分類			
特定テーマ対応技術力	省エネ・温室効果ガス削減対応	省エネ・温室効果ガス削減に関する対応	Ⅰ．京都府流域下水道では、地球温暖化対策を計画的に実施していくために温室効果ガス削減対策の推進を図っているところである。当該浄化センターにおける開示資料に基づき、施設運転上の創意工夫等による省エネ対策について、特に電力使用量の削減に着目し、その方法及び効果を具体的かつ定量的に記載すること。 Ⅱ．当該浄化センターにおいて、本委託の中で実施可能な「更に省エネ効果及び温室効果ガス削減対策ができる具体的な提案」があれば記載すること。	次の2つの視点で記載内容を評価する。 (1) 本浄化センターにおける効率的な運転を実施するに当たっての施設運転上の創意工夫について、対策方法及び省エネ効果が具体的かつ定量的に記載されているものを評価する。特に電力使用量の削減に着目した対策方法及びその効果が具体的に記載されている場合は、高く評価する。 (2) (1)に加えて、更に効果が期待できる省エネ対策及び温室効果ガス削減対策について、具体的な提案があれば評価する。さらに、本委託内で実施できる提案であり、定量的な効果が示された有効な提案であれば高く評価する。
	保守・管理対応	保守･管理に関する対応	Ⅰ．日々の管理 設備については、一律の周期にとらわれず、稼働状態、摩耗の兆候等をリアルタイムまたは高頻度に捉えることで、異常の芽を初期段階で検知し、施設をより延命させるためのメンテナンス等を実施する必要がある。また、各種設備を適正に維持するための保守点検は、運転管理及び調査との相互補完をなす重要な業務である。特に、機械設備については状態監視保全を基本としており、予備機の有無を含めてその状態を適宜、的確に把握し、必要な対応（修繕等）がなされるべきものである。以上の内容を踏まえ、事業者自らが実施する点検（メーカー点検を除く）の重要性が高い設備をその理由とともに小分類単位で最大4点まで示し、それぞれについて点検の具体的な方法を記載すること。 Ⅱ．設備の管理に係る提案 設備の更新及び長寿命化については、ストックマネジメント計画に基づき実施している。Ⅰで実施した点検結果を踏まえ、事業者の視点から、当浄化センターの適正な維持管理を図るため、府に対して設備管理に関する提案を行う場合、包括管理委託期間中のどの段階で、どのような資料を用いて提案を行うことができるか、その具体的な方法を記載すること。なお、提案にあたっては、点検結果をどのように分析・整理し、設備の健全度評価や劣化傾向を踏まえてストックマネジメント計画への反映についても併せて記載すること。 ストックマネジメント計画については策定するものではなく当該計画の改正のための素案を作成するものとする。	次の2つの視点で記載内容を評価する。 (1) 対象設備(機械・電気)のうち、事業者自らが実施する点検(メーカー点検を除く)の重要性の高い設備について、小分類単位で最大4点まで示し、その理由と点検の方法(内容・実施頻度など)が具体的に記載されており、有効な提案が多いものを評価する。 (2) 設備の更新及び長寿命化に関する提案について、包括管理委託期間中における提案の実施段階、提案に用いる資料及び提案方法が具体的に記載されているものを評価する。また、日々の運転管理、保守点検及び調査結果に基づき、設備の健全度評価や劣化傾向を適切に整理・分析し、その結果をストックマネジメント計画の改正素案へ反映できる具体的かつ実効性の高い提案となっているものを高く評価する。

（3）組織におけるマネジメント

抽出項目		評価項目	記載すべき事項	評価の視点
大分類	小分類			
組織におけるマネジメント	水質リスクに関するマネジメント	放流水質基準に対するリスクマネジメント	Ⅰ．放流水質基準を遵守するために想定されるリスクの特定及びリスクの低減について優先度の考え方を含めて具体的に記載すること。 Ⅱ．放流水質基準の超過に対する基本的な対応を具体的に記載すること。 Ⅲ．近年、流入下水のT-Nが高い数値を示す傾向にある。放流水質悪化を防ぐための工夫及び運転上留意する事項について記載すること。	次の3つの視点で、記載されていれば加点評価する。 ⑴ 放流水質基準を遵守するために想定されるリスクの特定及びリスク低減について、優先度を含めた考え方が具体的に記載されている。 ⑵ 放流水質の基準超過(おそれがある場合を含む)に対して、対応策の立案、サンプリング頻度の増加、サンプルの取扱い(長期保管・計量証明事業所での分析)についての具体的な提案が記載されている。 ⑶ 流入下水のT-Nが高い状況において、放流水質悪化を防ぐための工夫と運転上留意する事項について記載されていれば評価する。また有効と判断される提案について高く評価する。
	クライシスに関するマネジメント	自然災害に対する危機マネジメント	Ⅰ．洪水、地震等の自然災害に加え、停電、火災、人身事故及び重大な故障や感染症の各危機事象（7 項目）に対して、危機管理体制の確保に係る 4 項目（組織体制、情報収集・共有方法、教育訓練計画、資機材の確保等バックアップ体制）の全てについて、実施方針を具体的に記載すること。 Ⅱ．数日間で復旧可能なレベルの洪水被害を想定し、最低限の機能を確保し、業務を継続するための対応方針について、具体的に記載すること。 Ⅲ．数日間で復旧可能なレベルの地震被害を想定し、最低限の機能を確保し、業務を継続するための対応方針について、具体的に記載すること。	次の3つの視点について、記載内容を評価する。 ⑴「洪水浸水・地震に関するハザードマップ」（開示資料）や「新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン（例）」（開示資料）を参考に、洪水、地震等の自然災害に加え、停電、火災、人身事故及び重大な故障や感染症の各危機事象（7項目）に対して、危機管理体制確保のための①組織体制、②情報収集・共有方法、③教育訓練計画、④資機材の確保等バックアップ体制の4項目それぞれについて、実施方針が具体的に記載されているものを評価する。 ⑵ 数日間で復旧可能なレベルの洪水被害を想定して、最低限の機能を確保し、業務を継続するために重要と考えられるリスクについて示し、その対応方針が具体的に記載されているものを評価する。 ⑶ 数日間で復旧可能なレベルの地震被害を想定して、最低限の機能を確保し、業務を継続するために重要と考えられるリスクについて示し、その対応方針が具体的に記載されているものを評価する。

（4）地域貢献

抽出項目		評価項目	記載すべき事項	評価の視点
大分類	小分類			
地域貢献	地域貢献	地域貢献	Ⅰ．府の公契約大綱の基本方針に“地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮”、“事業活動における社会貢献の促進”がある。 　このため、受託した場合における、京都府域の経済に与える効果及び京都府社会に対する社会貢献として、 　①水質試験業務の府内業者への再委託 　②施設管理業務（施設内・場内清掃等）の府内業者への再委託 　③小修繕業務（プラント設備を除く）の府内業者への再委託 　④地元活動への積極的参加 について具体的な内容を記載すること。 Ⅱ．下記に示す主な資材等の府内調達の予定について資材毎の調達予定先を具体的に記載すること。 【主な資材等】 ポリ塩化アルミニウム(PAC)、高分子凝集剤、活性炭、脱硫剤、水質試験消耗品、メタノール、次亜塩素酸ナトリウム、A重油 ※1 府内業者への再委託は、直接雇用を含む。 ※2 府内業者からの調達は、府内に本店、支店等がある代理店から調達するものも含む。なお、緊急を要する場合には、この限りではない。	次の視点で記載されていれば評価する。 (1) ①水質試験業務の府内業者への再委託、②施設管理業務(施設内・場内清掃等)の府内業者への再委託(直接雇用を含む)、③小修繕業務（プラント設備を除く）の府内業者への再委託、④地元活動への積極的参加の各項目(計4項目)について具体的に記載されていれば評価する。 (2) 主な資材の府内調達については、府内業者から調達可能な資材を評価し、評価ランクA＞B＞Cの順に高評価とする。 【評価ランク】 Ａ：ポリ塩化アルミニウム（PAC）、高分子凝集剤 Ｂ：活性炭、脱硫剤、水質試験消耗品、メタノール Ｃ：次亜塩素酸ナトリウム、A重油

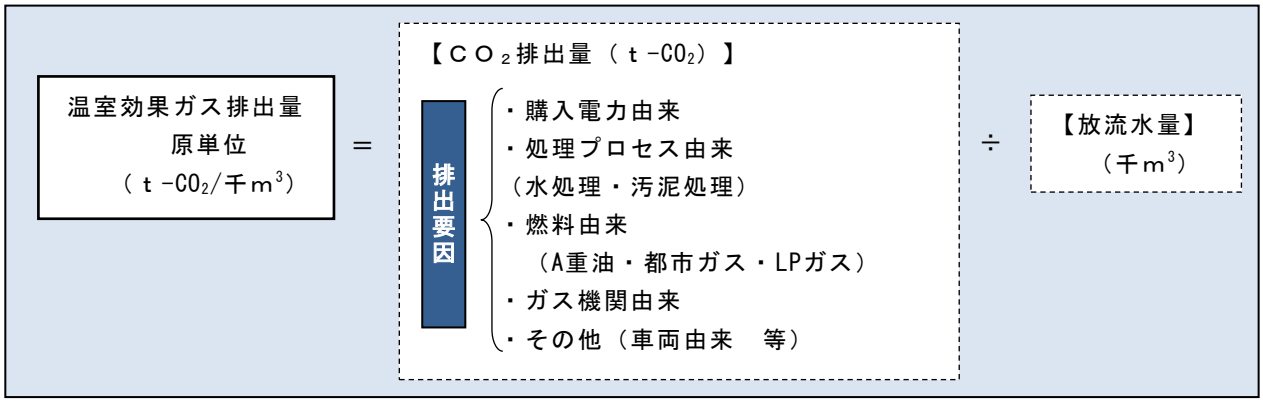
＜技術提案の記載にあたっての補足事項＞

技術提案の評価項目のうち、特定テーマ対応技術力の「省エネに関する対応」についての補足事項を以下に示す。

省エネ効果については下記の補足事項に基づき記載すること。

１）温室効果ガス排出量原単位

温室効果ガス排出量原単位は、放流（処理）水量あたりの温室効果ガス排出量と定義する。なお、温室効果ガスは、以下に示すような排出要因別に分けて計上する。



２）電力削減量

電力削減量を算出する際には、必要に応じてその他資料（維持管理年報等）を参照のこと。

以下に、電力削減量の記載例を示す。

＜省エネ方法と対策効果（例）＞

番号	省エネ方法	対策効果
①	水中エアレータ（5.5kW）を連続運転から一部停止（間欠運転）に変更 現況運転時間　：24hr，365（日） ↓ 見直し運転時間：7hr，週4日	現況　：　5.5kW×24hr×365（日） ＝48,180（kWh/年） 見直し：　5.5kW×7hr×208（日）※ ＝8,008（kWh/年） ※　1年間に週4日とする。4日×52週＝208（日） 年間削減量＝48,180－8,008＝40,172（kWh/年）
②	主ポンプ（132kW）の運転水位を上げることによる運転時間の短縮 現況運転時間　：16hr ↓ 見直し運転時間：14hr	現況　：　132kW×16hr＝2,112（kWh） 見直し：　132kW×14hr＝1,848（kWh） 年間削減量＝（2,112-1,848）×365（日） ＝96,360（kWh/年）
③	……	……

＜電力削減量総計（例）＞

番号	年度別電力削減量（kWh）					電力削減量総計（5箇年）（kWh）
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
①	40,304	40,172	40,172	40,172	40,172	200,992
②	96,624	96,360	96,360	96,360	96,360	482,064
③	……	……	……	……	……	……
合計	……	……	……	……	……	……

3）使用電力量（令和６年度実績）

木津川上流浄化センターの令和６年度における使用電力量を以下に示す。

施設名等	電力使用量（kWh）	備考
管理棟	231,316	
第１ポンプ棟	670,960	
水処理棟	3,268,865	
第２ポンプ棟	240,280	
急速ろ過棟	540,194	
汚泥濃縮・脱水機棟＋消化タンク	760,694	
合計	5,712,308	

出典：令和６年度　維持管理年報資料集　木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター

2.3 技術提案書の提出

（１） 提出場所

入札希望者は、（２）に示す受付期間内に、以下に示す場所に技術提案書を持参又は郵送すること。

なお、郵送する場合は、受付期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

〒617-0836　京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口１

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号　　(075)954-1877

ﾌｧｸｼﾐﾘ番号　(075)955-2224

（２） 受付期間

技術提案書の受付期間は以下のとおりとする。（その他、入札等スケジュールは、入札説明書を参照のこと。）

受付期間：令和８年12月7日（月）から令和８年12月11日（金）まで

日曜日、土曜日及び祝日を除いた午前９時から午後５時まで

（正午から午後１時までを除く）

3 技術提案書様式

技術提案書は、本手引きと併せて配布している「技術提案書様式」を参考に作成すること。

4 開示資料

4.1 開示資料一覧

（1） 施設･設備関連資料 及び 水量･水質実績資料

運転対象施設･設備の把握及び運転状況の把握のため、以下の資料を提示する。

表 1 施設･設備関連資料 及び 水量･水質実績資料

番 号	名 称	備 考
参考資料 1	施設機能状況報告書	
参考資料 2	設備台帳	
参考資料 3	流入水量実績(R2-R6)	
参考資料 4	流入放流水質実績(R2-R6)	
参考資料 5	浄化センター、ポンプ場平面図	
参考資料 6	流域幹線図	
参考資料 7	維持管理年報(R2-R6)	
参考資料 8	ユーティリティ関連資料	
参考資料 9	省エネ・温室効果ガス削減対策実施例	

（2） 備品・貸与物品管理資料

必要物品等の把握のため、以下の資料を提示する。

表 2 備品・貸与物品管理資料

番 号	名 称	備 考
参考資料 10	備品貸与物品管理表（R7）	

（3） 基準、規定等資料

運転管理する上での基準等の把握のため、以下の資料を提示する。

表 3 基準・規定等

番 号	名 称	備 考
参考資料 11	京都府流域下水道事務所保守点検基準（案）	
参考資料 12	流域下水道自家用電気工作物保安規程	
参考資料 13	流域下水道危機管理要領	
参考資料 14	環境保全協定書	
参考資料 15	業務継続計画（BCP）	
参考資料 16	洪水浸水・地震に関するハザードマップ	

4.2 開示資料の閲覧方法

（1） 閲覧場所

技術提案書提出場所と同じ。

（2） 閲覧期間

開示資料の閲覧期間は以下のとおりとする。

なお、当該データを保存したＣＤの貸与を希望する場合は、当該期間中に（１）に示した場所において貸与申込を行うこと。

閲覧期間：令和８年11月13日（金）から令和８年12月11日（金）まで

日曜日、土曜日及び祝日を除いた午前９時から午後５時まで

（正午から午後１時までを除く。）

【別添１】

「下水道施設の改築について（令和4.4.1国水下事第109号下水道事業課長通知）別表」

〔別　表〕

（平成３年４月23日事務連絡別表，平成15年６月19日改正）

１．土木建築・付帯設備

大分類	中分類	小分類		年数（注）
管理棟（処理場内の建物及び場外のポンプ場等は，すべて管理棟に準ずる。）	躯体	仕様	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50
			金属造	35(25)
	仕上	内装	床	15(10)
			壁	
			天井	
		外装（壁）		
		屋根仕上げ		
		塗装		10
	防水	屋根防水		10
		水槽防水		
	建具	サッシ		18
		ドア		
		シャッタ		
		オーバースライダ		
		パーテーション		
	金属物	笠木		18
		手摺		
		EXP，金物		
		梯子		
		タラップ		
		ルーフドレン		
		階段		
		鉄蓋（車道部）		15
		鉄蓋（その他）		30
ポンプ場施設 除砂施設	躯体	仕様	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50
			金属造	35(25)
ポンプ場施設 揚水施設	躯体	仕様	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50
			金属造	35(25)
ポンプ場施設 共通施設	付帯設備	内部防食		10
		手摺		18
		グレーチング		
		簡易覆蓋		
雨水調整池・滞水池	躯体	鉄筋コンクリート		50
汚水調整池	躯体	鉄筋コンクリート		50
水処理施設 沈殿施設	躯体	仕様	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50
			金属造	35(25)
水処理施設 反応タンク施設	躯体	仕様	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50
			金属造	35(25)
水処理施設 消毒施設	躯体	仕様	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50
			金属造	35(25)
水処理施設 場内管きょ設備	躯体	仕様	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50
			金属造	35(25)
水処理施設 共通施設	付帯設備	内部防食		10
		手摺		18

大分類	中分類	小分類		年数（注）
水処理施設 共通施設	付帯設備	グレーチング		18
		簡易覆蓋		
汚泥処理施設 濃縮タンク・消化タンク・貯留タンク・洗浄タンク	躯体			45
汚泥処理施設 共通施設	付帯設備	内部防食		10
		手摺		18
		グレーチング		
		簡易覆蓋		
場内整備	場内道路	舗装	アスファルト	10
			鉄筋コンクリート	15
			コンクリート製品	15
		路盤		15
		縁石		
	場内施設	門・囲障	鉄筋コンクリート	30
			石	35
			金属	10
		倉庫・材料置場	鉄筋コンクリート	50
			金属	35
	場内施設	擁壁，堤防		50
		排水施設		
		外灯		25
樋門施設	躯体	鉄筋コンクリート		50
管路施設	管きょ（マンホール間）	鉄筋コンクリート		50
		遠心力鉄筋コンクリート		
		陶		
		硬質塩化ビニル		
		FRPM		
		鋳鉄		
		ダグタイル鋳鉄		
		鋼		
		コンクリート		
		レジンコンクリート		
	桝	コンクリート		50
		硬質塩化ビニル		
	取付管	硬質塩化ビニル		50
		陶		
		遠心力鉄筋コンクリート		
	マンホール	本体（コンクリート製）		50
		本体（硬質塩化ビニル製）		
		本体（レジンコンクリート製）		
		鉄蓋（車道部）		15
		鉄蓋（その他）		30
	共通	内部防食		10
管理棟（処理場内の建物及び場外のポンプ場等は，すべて管理棟に準ずる。）	給排水・衛生・ガス設備	揚水ポンプ		15
		電気温水器		
		給湯ボイラ		
		衛生器具		
		ガス設備		
		ガス給湯器		
		床排水ポンプ		
		給水管・水栓・排水管・ガス管		
		受水槽・高架水槽		40[15]
	空調・換気設備	温水ボイラ		15
		温風暖房器		
		ダクト		
		チラーユニット		

大分類	中分類	小分類	年数(注)
管理棟 [処理場内の建物及び場外のポンプ場等は，すべて管理棟に準ずる。]	空調･換気設備	冷凍機	15
		ファンコイル	
		熱交換器	
		オイルポンプ	
		燃料タンク	
		膨張タンク	
		エアコン(含パッケージエアコン)	
		冷却・循環ポンプ	
		クーリングタワー	
		ファン	
		エアカーテン	
	電気設備	電灯分電盤	15
		照明器具	
		アンプ	15 (10)
		スピーカ	
		交換機	
管理棟 [処理場内の建物及び場外のポンプ場等は，すべて管理棟に準ずる。]	電気設備	電話器類	15 (10)
		避雷針	
		接地端子類	15
		動力制御盤	
		配線･配管類･配管器具	
	消火災害防止設備	受信機	8
		感知器	
		スプリンクラ	
		防犯受信機	
		進入検知機	
		特殊消火装置	
		防火扉	18
		配線･配管類･配管器具	15
	昇降機	エレベータ	17
	可動間仕切り	アコーデオンカーテン	15
		スライディングドア	

注）[] 内は金属製及び合成樹脂製
() の数値は，処理施設上屋の場合

2．機械設備

大分類	中分類	小分類	年数(注)
沈砂池設備	スクリーンかす設備	スクリーン	15
		自動除塵機	
		破砕機	
		ベルトコンベヤ	
		フライトコンベヤ	
		スクリューコンベヤ	
		スキップホイスト	
		貯留装置	
		スクリーンかす洗浄機	
		スクリーンかす脱水機	
	汚水沈砂設備	沈砂かき揚げ機	15
		沈砂洗浄機	
		スクリューコンベヤ	
		流水トラフ	
		トラフコンベヤ	
		フライトコンベヤ	
		ベルトコンベヤ	
		スキップホイスト	
		揚砂ポンプ	
		噴射式揚砂機	
		沈砂分離機	
		貯留装置	
	雨水沈砂設備	沈砂かき揚げ機	20
		沈砂洗浄機	
		スクリューコンベヤ	
		流水トラフ	
		トラフコンベヤ	
		フライトコンベヤ	
		ベルトコンベヤ	
		スキップホイスト	
		揚砂ポンプ	
		噴射式揚砂機	
		沈砂分離機	
		貯留装置	
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	ポンプ本体(※グラインダーポンプを含む)	15
		電動機	
		減速機	
		抵抗器・制御器	
		吐出弁	
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	逆止弁	15
		真空ポンプ	
		貯留タンク	
		真空弁	
		水中攪拌機	10
	雨水ポンプ設備	ポンプ本体	20
		電動機	
		減速機	
		抵抗器・制御器	
		吐出弁	
		逆止弁	
		ディーゼル機関	15
		ガスタービン	
		空気圧縮機	
		燃料ポンプ	
		燃料タンク	
		真空ポンプ	
		消音器	
		冷却器	
		排水ポンプ車(車両本体)	7
		排水ポンプ車(車載設備)	10
雨水滞水池・調整池	雨水滞水池・調整池設備	ポンプ本体	20
		電動機	
		吐出弁	
		逆止弁	
汚水調整池	汚水調整池設備	汚泥かき寄せ機	15
		ポンプ本体	
		電動機	
		吐出弁	
		逆止弁	
水処理設備	最初沈殿池設備	汚泥かき寄せ機	15
		スカム除去装置	
		スカム分離機	
		スカム移送ポンプ	
		汚泥ポンプ	
	反応タンク設備	送風機本体	20
		電動機	
		抵抗器・制御器等	
		吐出弁	15
		逆止弁	

大分類	中分類	小分類	年数(注)
水処理設備	反応タンク設備	潤滑油装置	15
		冷却水ポンプ	
		冷却塔	
		乾式フィルタ	
		湿式フィルタ	
		機械式エアレーション装置	
		水中攪拌機	
		膜ユニット	
		回転円板	
		散水機	
		汚泥ポンプ	
		上澄水排出装置	
		酸素発生装置	
		散気装置	10
		膜カートリッジ	
	最終沈殿池設備	汚泥かき寄せ機	15
		スカム除去装置	
		スカム分離機	
		スカム移送ポンプ	
		返送汚泥ポンプ	
		余剰汚泥ポンプ	
		テレスコープ弁	
	消毒設備	薬品貯留タンク	10
		薬品注入機	
		塩素ガス中和装置	
		紫外線滅菌装置	
		オゾン発生装置	
		排オゾン処理装置	
		反応タンク(鋼板製)	
	用水設備	マイクロストレーナ	20
		自動洗浄ストレーナ	
		ろ過機	15
		自動給水装置	
		ポンプ	
	放流ポンプ設備	ポンプ本体	15
		電動機	
		減速機	
		抵抗器・制御器	
		吐出弁	
		逆止弁	
高度処理設備(水処理設備に準じる。)	反応タンク設備	薬品ポンプ	15
		薬品タンク	
	凝集沈殿設備	攪拌装置	15
		薬品ポンプ	
		薬品タンク	
	急速ろ過設備	ろ過機	15
		ポンプ	
		流入スクリーン	
	活性炭設備	活性炭吸着塔	15
		ポンプ	
		再生炉	
汚泥処理設備	汚泥輸送・前処理設備	汚泥ポンプ	15
		自動除塵機	
		破砕機	
		スクリューコンベヤ	
		貯留装置	
		スクリーンかす洗浄機	
		スクリーンかす脱水機	
		汚泥攪拌機	10
		洗浄水ポンプ	15
		洗浄水タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)	50

大分類	中分類	小分類	年数(注)
汚泥処理設備	汚泥輸送・前処理設備	洗浄水タンク(鋼板製)	35
		計測ピット(鋼板製)	
		汚泥等受入タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)	50
		汚泥等受入タンク(鋼板製)	35
		汚泥計量分配槽(鋼板製)	
	汚泥濃縮設備	汚泥かき寄せ機	15
		汚泥ポンプ	
		浮上濃縮タンク(鋼板製)	
		汚泥かきとり機	
		加圧タンク	
		空気圧縮機	
		加圧ポンプ	
		遠心濃縮機	
	汚泥消化タンク設備	センタードーム	10
		ガス攪拌装置	
		機械攪拌機	
		汚泥ポンプ	15
		脱硫装置	10
		余剰ガス燃焼装置	
		燃料タンク	15
		燃料ポンプ	
		ガスホルダ	
		蒸気ボイラ	8
		温水ボイラ	
		熱交換器	
	汚泥洗浄タンク設備	汚泥かき寄せ機	15
		洗浄ポンプ	
		汚泥ポンプ	
	汚泥貯留設備	水中攪拌機	10
		機械式攪拌機	15
		空気攪拌装置	
		汚泥ポンプ	
	調質設備	消石灰注入装置	15
		無機凝集剤注入装置	
		有機凝集剤注入装置	
		凝集混和タンク	
		造粒調質装置	
	熱処理設備	蒸気ボイラ	8
		熱交換機	
		反応器	
		汚泥ポンプ	15
		破砕機	
		熱濃かき寄せ機	
		加圧タンク	
	汚泥脱水設備	汚泥脱水機	15
		汚泥供給ポンプ	
		真空ポンプ	
		空気圧縮機	
		フライトコンベヤ	
		ベルトコンベヤ	
		脱水汚泥移送ポンプ	
		貯留装置	
		移動脱水車(脱水乾燥車を含む:車両本体)	7
		移動脱水車(脱水乾燥車を含む:車載機器)	10
	汚泥乾燥設備	汚泥乾燥機	8
		蒸気ボイラ	
		温水ボイラ	
		熱風発生炉	
		スクラバ	

大分類	中分類	小分類	年数(注)
汚泥処理設備	汚泥乾燥設備	熱交換器	8
		サイクロン	10
		バグフィルタ	
		排煙処理塔	
	汚泥焼却･溶融設備	脱水汚泥貯留装置	10
		脱水汚泥移送ポンプ	
		焼却炉	
		溶融炉	
		送風機	
		燃料供給装置	
		補助燃焼装置	
		熱交換器	
		廃熱ボイラー	
		脱硝装置	
		排煙処理塔	
		乾式電気集塵機	
		湿式電気集塵機	
		バグフィルタ	
		サイクロン	
		灰搬出機	
		バケットコンベヤ	
		フライトコンベヤ	
		スクリューコンベヤ	
		灰ホッパ	
		スラグ生成装置	
		煙　道	
		空気圧縮機	
	建設資材利用設備	貯留装置	10
		プレス機	
		焼成機	
		梱包装置	
	コンポスト設備	切板機	10
		送風機	
		乾燥機	
		発酵槽(鋼板製)	
		振動機	

大分類	中分類	小分類	年数(注)
汚泥処理設備	コンポスト設備	袋詰機	10
		定量供給機	
		コンベヤ	
		貯留装置	
※次表は全ての中分類に該当する設備,機器(装置)を示す。			
付帯設備	ゲート設備	流入ゲート	15 [25]
		流出ゲート	
		バイパスゲート	
		連絡ゲート	
		可動堰	
	クレーン類物あげ設備	クレーン類物あげ装置	20
	配管類	送　気	15 [30]
		給　水	
		送　泥	
		排　水	
		仕切弁	
		電動弁	
		空気作動弁	
	脱臭設備	薬液酸化装置	10
		オゾン酸化装置	
		活性炭吸着装置	
		直接燃焼装置	
		酸又はアルカリ洗浄装置	
		生物脱臭装置	
		土壌脱臭装置	
		ファン	
		ダクト	
	ポンプ類	床排水ポンプ	10
	煙突	焼却・溶融炉用	35 〈15〉
		ボイラ用	
		焼成用	
		エンジン用	
	重量計	トラックスケール	10

注)[　]内は鋳鉄製〈　〉内は金属製

3．電気設備

大分類	中分類	小分類	年数(注)
電気計装設備	特高受変電設備	断路器	20
		遮断器	
		変流器	
		避雷器	
		変圧器	
		接地開閉器	
		計器用変圧器	
		保護継電器盤	
		断路器盤	
		遮断器盤	
		コンデンサ盤	
	受変電設備	断路器盤	20
		遮断器盤	
		変圧器盤	
		コンデンサ盤	
		変流器盤	
		計器用変圧器盤	
		低圧主幹盤	
		柱上開閉器	15
		高調波抑制装置	10
	自家発電設備	発電機	15

大分類	中分類	小分類	年数(注)
電気計装設備	自家発電設備	原動機	15
		発電機盤	
		同期盤	
		自動始動盤	
		補機盤	
		ダミー切換盤	
		冷却水ポンプ	
		冷却塔	
		給気ファン	
		排気ファン	
		ダミーロード	
		消音器	
		空気圧縮機	
		燃料ポンプ	
		燃料タンク	
	制御電源及び計装用電源設備	蓄電池盤	10
		充電器盤	
		インバータ盤	
		鉛蓄電池(長寿命型)	15
		鉛蓄電池	7
		汎用ミニ UPS	

大分類	中分類	小分類	年数(注)
電気計装設備	負荷設備	高圧コンビネーションスタータ	15
		コントロールセンタ	
		動力制御盤	
		回転数制御装置	10
	計測設備(運転制御に必要な機器)	流量計	10
		レベル計	
		質量計	
		温度計	
		pH 計	
		ORP 計	
		DO 計	
		濁度計	
		濃度計	
		MLSS 計	
		SV 計	
		界面計	
		水分計	
		塩素濃度計	
		COD 水質分析機器	
		全窒素水質分析機器	
		全りん水質分析機器	
		排ガス分析計	
		雨量計	
		雨量レーダー	

大分類	中分類	小分類	年数(注)
電気計装設備	監視制御設備	プロセスコントローラ	10
		シーケンスコントローラ	
		現場盤	15
		補助リレー盤	
		計装計器盤	
		監視盤	
		操作盤	
		CRT 操作卓	10
		監視コントローラ	
		データロギングコントローラ	
		テレメータ・テレコントロール装置	
		ITV 装置	
		通信装置	7
		パソコン応用装置	
	ケーブル・配管類	動力線	15
		制御線	
		計装線	
		ラック	
		ダクト	
		電線管	
		通信線(光ケーブル)	

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第 14 条の規定に基づく処分制限期間

補助金等名	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間(年)
	施設設備等の分類	財産名	構造規格等	
下水道事業費補助	建物	管理棟(通常の環境)	鉄骨鉄筋コンクリート	50
			金属造	20
	建物付属設備	電気設備(照明設備を含む)		10
		給排水又は衛生設備及びガス設備		15
		冷房,暖房,通風又はボイラー設備		15
		昇降機設備		
		エレベーター		17
		エスカレーター		15
		消火,排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
		前掲以外	主として金属製のもの	15
			その他のもの	10
	揚水施設	揚水施設		20
	除砂施設	除砂施設		20
	沈澱施設	沈澱施設		20
	水処理施設	水処理施設		20
	汚泥処理施設	汚泥処理施設		20
	管路施設	管渠		20
		桝		15
		取り付け管		20
		マンホール		
		躯体		20
		蓋	鋳鉄(車道部)	7
			鋳鉄(その他)	15
			鉄筋コンクリート	20
	調整池・滞水池機械及び装置	沈砂池設備		
		スクリーンかす設備		7
		沈砂設備		7
		ゲート設備		7

補助金等名	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間(年)
	施設設備等の分類	財　産　名	構造規格等	
下水道事業費補助	機械及び装置	ポンプ設備		
		汚水ポンプ設備		7
		雨水ポンプ設備		7
		調整池・滞水池設備		7
		水処理設備		
		最初沈澱池設備		7
		反応タンク設備		7
		最終沈澱池設備		7
		消毒設備		7
		用水設備		7
		高度処理設備		7
		汚泥処理設備		
		汚泥輸送・前処理設備		7
		汚泥濃縮設備		7
		汚泥消化タンク設備		7
		汚泥洗浄タンク設備		7
		汚泥貯留設備		7
		調質設備		7
		熱処理設備		7
		汚泥脱水設備		7
		汚泥乾燥設備		7
		汚泥焼却・溶融設備		7
		建設資材利用設備		7
		コンポスト設備		7
		付帯設備		
		煙　突		15
		ゲート・クレーン設備		7
		配管類		7
		脱臭設備		7
	電気計装設備	特高受変電設備		7
		受変電設備		7
		自家発電設備		7
		制御電源及び計装電源設備		7
		負荷設備		7
		計装設備		7
		監視制御設備		7
		ケーブル配管類		7
	車両及び運搬	汚泥脱水車，ポンプ車		5